三　旧法第六十六条第一項の規定に該当しない受給権者であつて、配偶者があるもの又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者（以下単に「扶養義務者」という。）によつて生計を維持するものにあつては、当該配偶者又は扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類

イ　所得の額並びに旧法第六十六条第二項に規定する扶養親族等（特定年齢扶養親族にあつては、控除対象扶養親族に限る。）の有無及び数並びに所得税法に規定する老人扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書

ロ・ハ　（略）

4・5　（略）

（支給停止の解除の申請）

第三条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一～五　（略）

六　受給権者（前年の所得の額が百六十九万五千円を超える者に限る。）の十九歳未満の控除対象扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書

七　（略）

3　（略）

（支給停止の申出の撤回）

第三条の三　（略）

2　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　（略）

三　申出日の属する年の前年の所得に関する書類が提出されていないときは、次に掲げる書類

イ　（略）

ロ　受給権者（前年の所得の額が百六十九万五千円を超える者に限る。）の十九歳未満の控除対象扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書

ハ　（略）

3　（略）

三　旧法第六十六条第一項の規定に該当しない受給権者であつて、配偶者があるもの又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者（以下単に「扶養義務者」という。）によつて生計を維持するものにあつては、当該配偶者又は扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類

イ　所得の額並びに旧法第六十六条第二項に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書

ロ・ハ　（略）

4・5　（略）

（支給停止の解除の申請）

第三条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一～五　（略）

六　受給権者（前年の所得の額が百六十九万五千円を超える者に限る。）の所得税法に規定する控除対象扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書

七　（略）

3　（略）

（支給停止の申出の撤回）

第三条の三　（略）

2　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　（略）

三　申出日の属する年の前年の所得に関する書類が提出されていないときは、次に掲げる書類

イ　（略）

ロ　受給権者（前年の所得の額が百六十九万五千円を超える者に限る。）の所得税法に規定する控除対象扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書

ハ　（略）

3　（略）